

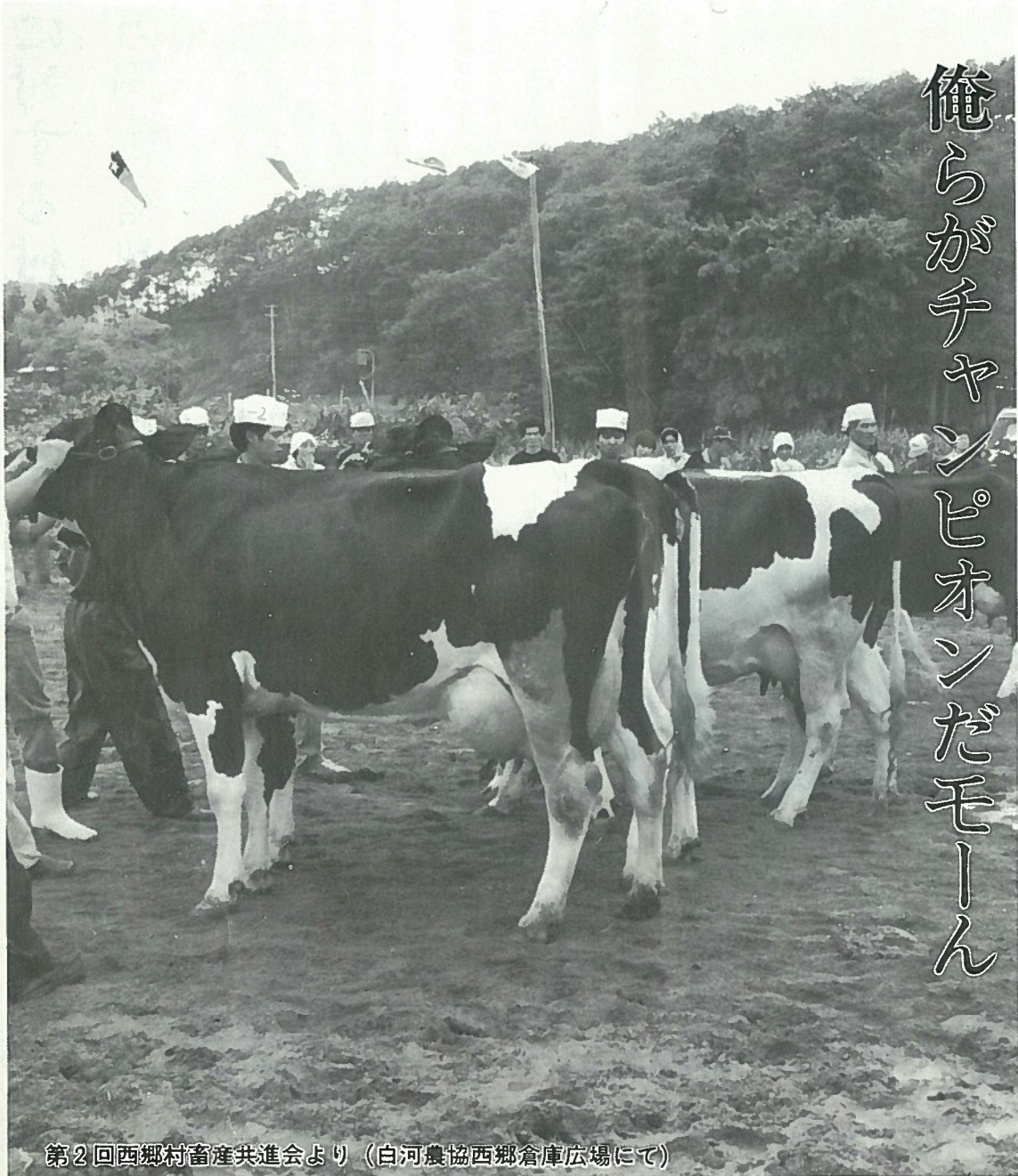


にしごう

広報にしごう第176号
昭和60年7月25日

VOL. 7

■村のうごき 人口14,365人(+25) 男7,227人(+14) 女7,138人(+11) 世帯数3,448戸(+10) 7月1日現在()は対前月比



俺らがチャンピオンだモーン

第2回西郷村畜産共進会より (白河農協西郷倉庫広場にて)

赤字路線バスに対する村の補助金

六百七拾六万円余(昭和五十九年度)

西郷村では、村内を走るバス路線のうち福島交通九路線運行のため総額六百七拾六万三千三百四拾円の補助金を支出し、村内の皆さんの「足」の確保を行っています。これら補助金の対象路線は全て赤字運転のため、国県と村がその赤字分を補てんし、バスの運行がされている訳です。

しかし、これ以上、利用客が少なくなるとバス路線が廃止されることになってしまいます。

赤字の原因

赤字が増大する大きな原因は二つあります。一つは、バス利用者が減っていることです。マイカーの普及、その他の事情により、とにかく、バス乗客が減少していることが実態です。二つには、バス

運行の経費の増加です。バス会社では経費削減にワンマンカーの運行など企業努力を最大限行っていますが、燃料費等の高騰等止むを得ない現状にあります。乗客の減少と経費の増加が赤字を増加させている訳です。

路線バスと補助金の関係

西郷村では、昭和五十九年度には、六百七拾六万円余の補助金を負担していますが、この補助金の関係を簡単に説明します



▲車内はご覧のとおり

と①第二種生活路線(平均乗車密度五人以上十五人未満) Ⅱ赤字額の六分の一を市町村負担、残りを国県で負担する②第三種生活路線(平均乗車密度五人未満) Ⅲ赤字額の半分を市町村負担、残りを国県で負担する。という方式で国の補助金交付要綱で定められています。また、三年の間、第三種生活路線となると、その路線は廃止されます。

今後のバス路線

赤字路線バスの運行は、今のところ国県の補助制度があり、かろうじて維持されていますが、国県の財政援助も全国的にみると膨大な額にのぼり、当該補助制度を含め抜本的な対策を迫まられており、今後、赤字路線バスは次々と廃止せざるを得ない状況となることは明白です。

バスの利用を

バス路線の運行を維持するためには、とにかくバス路線沿線の皆様に利用していただくことが大事です。

交通弱者とも言われる老人や

子供、小中学校生は、どうしてもバスを利用しなければなりません。これらの人達の「足」を守るためには、とにかくバスを運行しなければなりません。それには、まず、皆さんにバスを利用していただくことが肝要です。

第三種生活バス路線	平均乗車密度が5人未満のバス路線。
第二種生活バス路線	平均乗車密度が5人以上15人以下のバス路線
第一種生活バス路線	平均乗車密度が15人を超えるバス路線。
乗車密度は？	運行系統ごとに1km当り平均何人がバスに乗っているかの人数です。



食品衛生週間
8月5日-11日

第十回村内総ぐるみ一斉清掃

ゴミの追放はわたしたちで!!

「ウー」午前八時。
例年でない好天の中、村内総ぐるみ一斉清掃が開始されました。

各家庭から一名の割当て村民の皆さんのご協力を得て昭和五十一年開始された当事業も早や十年。すっかり初夏の風物誌として定着した感があります。

さらに本年は、ゴミの分別事業撤底のために六月一日より透明袋の使用を開始し、六月二十



四日、ゴミのない村をめざして「ゴミ追放宣言」の名のりをあげたことは周知のとおりであります。その第一回の事業として本事業はまさに時宜を得たものとなりました。

早い行政区では早朝六時半、大半の行政区は八時、一斉に道路沿の草刈、アキカン拾い、側溝の土砂上げをはじめましたが、ほぼ十時には全ての作業を終了いたしました。

一方建設業組合の皆さん、水道業者の皆さん、廃棄物処理業者の皆さん、西白河地方衛生処理事務一部組合の皆さんにトラックの協力をいただき役場職員が分乗し、各行政区で集められた諸種のゴミを分別し、不燃物は下羽太の埋立地に、不燃物は白河市藤沢山の燃却場にそれぞれ運搬し、処理いたしました。事業の特徴としては、例年になくゴミが少なく、ゴミの分別収集事業の徹底の効果の程がよくかがわれました。

「ゴミのない村は、わたしから、



あなたから、子どもへの手本はわたしたちの役目」

ゴミ追放の草の根運動をわたしたちから、子どもたちへ、そして孫たちへと代々伝え、ゴミのない美しい西郷村を悠久に伝えましょう。ゴミを捨てない心を育てましょう。わたしたちのこの輝かしい第一歩を大切に育てたいものです。

◎協力業者の皆さん

- 西郷組
- アオキ工業
- 鈴木工務店
- 芳賀設備
- 山本組

第二回畜産共進会

西郷村第二回畜産共進会は、七月五日、九時開会後、白河農協西郷倉庫広場にて行われました。

- 熊本工務店
- 菊池組
- 白河井戸ボーリング
- 大高工務店
- 杉山建設
- 佐久間組
- 県南土建
- 鈴木土建
- ビルド商事
- 西白河地方衛生処理事務一部組合



当日は、肉用牛二十九頭、乳用乳二十五頭、豚三十二頭が出場しました。

審査結果は次のとおりです。

- ▽肉用牛
 - グラランドチャンピオン 室井久二雄
 - 第一部 菊池勝雄
 - 第二部 菊池信子
- ▽乳用乳
 - グラランドチャンピオン 今井修一
 - 第一部 関矢博吉
 - 第二部 山本重男
 - 第三部 鈴木明彦
- ▽豚
 - グラランドチャンピオン 菊池光男
 - 第一部 菊池光男
 - 第二部 菊池光男
 - 第三部 柳沼仁



特別法令 講習会開催

去る六月十三日文化センターに於いて西郷村交通安全対策協議会等主催による特別法令講習会が開かれました。午後七時から九時までの二時間、受講者約四〇〇名の人々は講師の話に熱心に耳を傾けました。

最近本村内に於いて交通事故や違反が急増しており、今後事故や違反がなくなるよう、この様な催しが行われたものです。

個人事業税

について

個人で事業を営んでいる方に對して課税される個人事業税の第一期分の納期限は、八月三十一日となっております。

当事務所より送付される納税通知書により、最寄の金融機関で納付してください。

なお、便利な口座振替納税制度がありますので、詳しくは県税事務所におたずねください。

また、今年度から事業主控除が二二〇万円から二四〇万円に引上げられました。

白河市昭和町二六九

白河県税事務所

☎ (〇二四八)三二二二二



交通安全パレード実施

最近白河管内に交通事故が相次ぎ、白河行政事務所の呼びかけにより、六月十一日午前十一時役場前を出発、一市一町六ヶ村の広報車二〇台のパレードにより、村内全域に交通安全を呼びかけました。



新白河駅前(西口)広場

駐車場使用について

村に新幹線が止まり、駅前周辺が整備され、日頃皆さんには駐車場を利用する機会が多い事と思えますが、駅前広場駐車場の駐車時間は、新幹線の乗降客の送迎程度となっておりますので、今後利用される方は、次の点に注意して下さい。

記

- 一、駅前駐車は、指定された場所以外には、絶対に駐車しないで下さい。(路面に区分あり)
- 一、長時間の駐車は、ご遠慮下さい。
- 一、駅前広場での、事故等については、一切責任は負いかねます。
- 一、指定された場所以外に、駐車されたとき、又は長時間の駐車は、当方において移動しますので、その費用については、駐車された方の負担になります。

きれいな花を

ありがとう

毎年六月頃になると、役場庁内に、きれいに咲いた「さつき」の鉢植えを飾ってくれる人がいます。

この人は上折口原に住む小磯淳司さんという方です。毎年季節になると役場村長室や窓口のカウンター数ヶ所に約一〇鉢ほどのさつきの花を飾り職員はもちろん、役場を訪れる人々の目を楽しませてくれています。



シートベルト着用推進運動

Smokin' Clean



喫う心が香る後始末



守ってますか
喫煙マナー

収入役退任

去る六月二十一日役場庁舎玄関前に於いて収入役であられた鈴木義美氏の送別式が行われました。

昭和五十七年七月二十三日に入任に就任以来、昭和六十年六月十七日までの約三年間、収入役の要職に執務され、この健康上の理由から退任されました。本当にごくろうさまでした。



第三十八回県民スポーツ

大会予選会

去る七月七日午後零時半より村内各会場において県民スポーツ大会村予選会が行われました。

優勝されたチームは八月十日八日表郷村、矢祭町、埴町の各会場で行われる県南大会へ出場します。

スポーツだより



チーム
二位 栗原広行、菅野和弘
チーム

▽三十才以上男子の部

一位 緑川 勇、竹田吉弘
チーム

二位 本田俊男、鈴木敏夫
チーム

▽一般女子の部

一位 横川直子、齊藤由美子
チーム

二位 五十嵐絹枝、伊藤初美子
チーム

○テニス(村営テニスコート)
▽十九才以上二十才までの男子

一位 小田倉ソフトボールクラブ
二位 米ソフトボールクラブ

○家庭バレーボール(村民体育館)

一位 羽太バレーボールクラブ
二位 折口原バレーボールチーム

○バトミントン(村民体育館)

▽満十九才以上二十九才までの男子の部

一位 白土 光、近藤功雄

村内小学校球技大会

七月九日午前九時より、熊倉小の校庭、体育館において村内

小学生高学年による小学校親善球技大会が行われ熱戦が繰り広げられました。

左記は試合結果です。

○ソフトボール(男子)

優勝 熊倉小
準優勝 小田倉小
三位 川谷小
四位 米小
五位 羽太小

○バスケットボール(女子)

優勝 小田倉小
準優勝 羽太小
三位 米小
四位 熊倉小
五位 川谷小



言葉の履歴書

夏の水辺で、子供たちが互いに水を掛け合う遊び「水掛け合ひ」は、始まるとなかなか終わらずうもありません。

ところが、「二人とも譲らないから、とうとう水掛け論になってしまった」などといいますが、「水掛け論」は「水掛け合ひ」のように果てしない議論のこと。いつまでも解決しそ

うにない論争を意味します。「水掛け論」はまた、狂言の「水掛け舞」のような水争いからきた言葉ともいわれています。

水掛け論

田に引く用水についての争いは「水論」とも呼ばれますが、狂言「水掛け舞」は、日照りつづきの夏に、自分の田のほうへ水を引き合った舞と「水掛け合ひ」のつけ、農具で泥水を掛け合ひ、ついにはつかみ合ひのけんかになるというストーリーです。

「舅の顔へ、このように水を掛くるといふことがあるものか」「それがしも、負くることではない」と、双方譲りません。最後は聲に妻が加勢し、舅を負かしてしまいました。「水掛け論」が親子同士の泥仕合に発展したというわけです。

マイホーム建設

昭和六十年年度から貸付手数料四万円を負担していただくことになりました。

融資の条件等は次のとおりです。
申込みのできる方

- (1) あなたが住むための住宅で、同居する予定の世帯員がいる方または同居する予定の世帯員が不在四十歳以上(昭和二十一年四月一日前に出生された方)の単身者
- (2) 土地の準備ができており、購入予定地及び借地を含む
- (3) 収入基準(返済月額の5倍)以上の月収(年収の1/12)があり、かつ、元利金の返済の見込みが確実であること。
- (4) 連帯保証人(六十歳未満の方で収入基準以上の月収のある者)がある方

資金融資のご案内(個人住宅)

(財)公庫住宅融資保証協会を利用される方は、保証人は不要です。

(日本国籍の方または外国人(永住許可を受けている方または「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に

基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二二六号)第一案第六項による在留者及びその子)の方

(6) 申込日現在の年齢が七十歳未満であること。

ただし、承継償還を利用される場合は、七十歳以上の方もお申込みができます。

融資を受けられる住宅

- (1) 住宅部分の床面積が五〇㎡以上一六五㎡以下の住宅
- (2) 敷地は原則として一〇〇㎡以上あること。
- (3) 住宅部分と店舗または事務所等を併せて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の1/2以上あること。
- (4) 公庫の定める建設基準に合った住宅であること。
- (5) 建設費が公庫の定める限度額以内であること。

住宅部分の床面積	金利(年)	
	当初10年間は	11年目以降
50㎡以上110㎡以下	5.5%	7.2%
110㎡を超え135㎡以下	6.5(6.0)%	7.2%
135㎡を超え165㎡以下	7.2%	

(注) 老人同居等の場合は、()内の金利が適用されます。

申込受付場所
○受付場所は、建設予定場所と

住宅金融公庫申込受付期間一覧表

貸付けの種類	受付期間	備考
特貸別 一般住宅建設資金(特別貸付け) (公共事業等移転者、災害り災者ほか)	60.5.2~61.2.28 (災害り災者等にあつては、60.3.31まで)	受付日順・無抽せん ただし、融資予定戸数に達したときは受付期間内でも申込みを締め切ることがあります。
マンション 建売住宅	購入資金(特別貸付け)	
中古住宅購入資金	(前期)60.5.2~60.9.10	
住宅改良資金		
住宅地債債券積立者	60.5.2~61.2.28	
住宅積立郵便貯金預金者		
財形住宅資金	60.5.2~61.3.5	
年金被保険者住宅資金 年金一般住宅資金 (建設資金、購入資金、改良資金を含む)	通年受付分 60.5.2~61.1.31	抽せんは、次の期に行い、5年毎に抽せんします。 60.5.2~60.5.31 60.6.1~60.6.30 60.7.1~60.7.31 60.8.1~60.8.31 60.9.1~60.9.30 60.10.1~60.10.31 60.11.1~60.11.30 60.12.1~60.12.31

同じ県内の最寄りの「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関です。

申込に必要な書類

- (1) 借入申込書
- (2) 建設敷地の登記簿本(二ヶ月以内に発行されたもの)
- (3) 収入証明書

公的機関が発行するもので、市役所等が発行する「住民税納税通知書」、税務署が発行する「納税証明書」(所得金額が記載してあるもの)等です。

なお、融資制度の内容や申込方法などに不明な点がございましたら……住宅金融公庫仙台支

所住宅相談所
〒980 仙台市片平一丁目三番十八号
☎011(27)922まで。

寿学級「太陽の国慰問」

ボランティア

寿学級「老人と社会奉仕」の第六回「太陽の国慰問、ボランティア」活動が七月五日行われました。

当日は、参加者老人クラブ会員二二〇名、婦人会三〇名の協



力を得て、各施設周辺の草むしり、終了後、施設への慰問が行われました。



国民年金はどのように変わるのですか？

昭和六十一年四月から

国民年金は、我が国の公的年金制度の土台として全国民に共通の基礎年金を支給する制度に改正されますが、その概要は次のとおりです。

(1) 被保険者の適用範囲の拡大
① 厚生年金保険の被保険者及びその配偶者（二十歳以上六十歳未満の者）等が強制加入

被保険者とされます。これにより厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険と国民年金の両制度に同時に加入することになります。

② 六十歳以上六十五歳未満の者、在外邦人（二十歳以上六十五歳未満の者）についても任意加入できることになりました。

(2) 基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類でその概要は次のとおりです。なお、複数の基礎年金の受給権を有するときは、その人の選択する一つの基礎年金が支給されます。

① 老齢基礎年金

ア、二十五年以上の受給資格期間（経過的に短縮措置が設けられます。）を有する者に対し六十五歳から支給されます。

イ、年金額は六〇〇〇、〇〇〇円（月額五〇、〇〇〇円）です。保険料納付済期間が四十年（経過的に短縮措置が設けられます。）に満たないときは、その期間に応じて一定の減額がされます。

ウ、厚生年金保険の加給年金額の対象となっていた配偶者に対しては、経過的に加算が行われます。

② 障害基礎年金

ア、被保険者又は被保険者であった者が、障害等級表の一級又は二級の障害の状態にあるときに支給されます。

ただし、初診日前にその者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の三分の二以上であることが必要です。（経過的な特例があります。）

イ、二十歳前の傷病による障害のある者に対しては、現行では障害福祉年金が支給されますが、改正後は障害基礎年金が支給されることとなります。この場合、本人所得制限は存続しますが、配偶者・扶養義務者所得制限はなくなります。

③ 遺族基礎年金

ア、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その人によって生計を維持していた十八歳未満の子又は二十歳未満で障害等級表の一級若しくは二級の障害の状態にある子に對し支給されます。ただし、死亡した者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の三分の二以上であるか、

老齢基礎年金の資格期間を満たしていることが必要です。（経過的な特例があります。）

イ、年金額は六〇〇、〇〇〇円（月額五〇、〇〇〇円）に、生計を維持していたその者の十八歳未満の子又は二十歳未満で障害等級表の一級若しくは二級の障害の状態にある子の数に応じて加算した額です。

④ 費用負担

① 保険料の額は、昭和六十一年四月から月額六、八〇〇円とされており、その後毎年度段階的に引き上げられます。

② 厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者の数に応じて、厚生年金保険制度から国民年金制度に対して拠出金を負担することとされています。したがって、これらの方は、個別に国民年金の保険料を納める必要はありません。

⑤ 施行期日
昭和六十一年四月一日から施行されます。

なお、老齢基礎年金の対象となるのは、原則として施行日に六十歳未満の方からです。

（注）金額は、すべて昭和五十九年度価格です。

基礎年金

遺族基礎年金
年額60万円
及び子の加算額

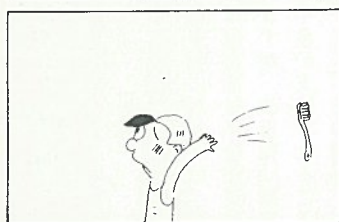
障害基礎年金
1級 年額75万円
2級 年額60万円

老齢基礎年金
65歳から
年額60万円



さわやか

西村宗君



国民年金福祉年金 受給者の皆さんへ

福祉年金（8月12日支払分）をうけとったら国民年金証書を提出しましょう

8月は、福祉年金の受給者が国民年金証書を役場に提出する時期です。

この手続きをすれば、向う1年間の福祉年金がうけられるかどうかが決まります。

もし、この提出が遅れますと、次の11月支給分の福祉年金をうけられないこともあります。

福祉年金は、一定額以上の所得があったり、他の公的年金を受けていたりすると、支給を停止されることがありますので、毎年1回国民年金証書と一緒に「所得状況届」を提出していただくわけです。

そのときは必ず印鑑をお持ちください。

税の作文募集

◇応募資格 高校生であればあなたでも応募できます。

◇テーマ 税に関するものであれば、何でも結構ですが、次のような例を参考にしてください。

○税金や税務署についての意見

○税金について学校などで学んだことについての意見

○税務署などを見学したことがあればその印象や経験

○税についての家族の体験談やまわりの方の話を聞いて、自分が考えたこと

◇応募点数と字数 1人1編、3,000字以内で、末尾に住所、氏名、学校名、学年、学校の所在地を書いてください。

◇締切り 9月5日(木)までに税務署へお送りください。

◇表彰 優秀作文には、賞状と記念品を贈呈します。

税の作文募集についての詳細は税務署総務課（電話22-7111）へお問い合わせ下さい。

おしらせ



「建設業関係の皆さんへ」

建設業を営む方々、及び建設現場で働く皆さん、国が作った「建設業退職金共済制度」をご存じですか。

この制度は、昭和39年に中小企業退職金共済法により作られた制度です。

この制度の特色は、一般の退職金のように一事業所をやめた時支払われる退職金でなく、建設業という一つの業種の中で働く間は、全国どこの事業所(主)で働いた場合でも事業主が掛金を出し合い、現場で働く方々が建設業に従事し

なくなったとき、各事業主に雇用された期間全部を通算して退職金を支払うという、いわば建設業界ぐるみの退職金制度です。

また、退職金は、国の制度ですから確実、安全であるとともに、極めて有利な利回りで計算されています。

現在、全国で160万人以上の方々がこの制度に加入し、老後や転職に備え着々と退職金の積立が行われています。

すでに、32万人の方々が退職金を受け取り、その額は500億円を超えています。

この制度について詳しいことは、下記にお問い合わせ下さい。

記

建退共 福島県支部

住所 福島市五月町4-25

福島県建設センター内

電話 0245(21)0244-6

第22回「新有権者のつどい」 参加者募集

新しく成人に達した青年の代表を迎え、成人として必要な政治・経済・文化等の学習及びレクリエーション等を通じて、成人となった自覚を深めるために下記のとおり開催されます。

参加費用は無料ですので、県内の仲間と楽しいひとときを過ごしてみませんか。

希望者は、8月10日(土)までに西郷村選挙管理委員会、電話(25)1111(内)221~225に申し込んでください。

記

1 期日及び会場

(1) 昭和60年8月30日(金)~9月1日(日)

福島県耶麻郡猪苗代町「国立磐梯青年の家」

(2) 昭和60年9月6日(金)~9月8日(日)

福島県相馬市「福島県海浜青年の家」

2 参加者の資格

昭和61年4月1日現在で19歳から22歳になる者。